

奈良県決定

大和都市計画都市高速鉄道の変更について
【西日本旅客鉄道関西線の変更】

次の付議案を提出する。

平成27年10月28日

奈良県都市計画審議会会長

都 計 第 8 9 号
平成27年10月27日

奈良県都市計画審議会会长 殿

奈良県知事 荒井 正吾

大和都市計画都市高速鉄道の変更について

【西日本旅客鉄道関西線の変更】

(付議)

このことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議する。

大和都市計画都市高速鉄道中1号西日本旅客鉄道関西線の変更（奈良県決定）

都市計画都市高速鉄道中1号西日本旅客鉄道関西線を次のように変更する。

1. 線路部分

番号	名 称	位 置			区 域	構 造	備 考
		起 点	終 点	主な経過地			
1	西日本旅客鉄道関西線	奈良市 杏町	奈良市 法華寺町	奈良市 法蓮町、芝辻町一丁目、三丁 目、郷中町、芝辻町、大宮町、 三条本町、大森町、大森 西町、大安寺三十目、七子目、 慈の鐘東町、大安寺等三丁目、 八条一丁目、二子目、三子目、 四子目	約5,450m	幹線道路等との交差の構造	幹線道路の区間ににおける 構造形式
	内臓	奈良市 芝辻町三丁 目、法蓮町	奈良市 大安寺等七 目、大森西町	奈良市 知中町、芝辻町一丁目、芝辻 町、大宮町二丁目、三条本町、 大森町	約1,460m	高架式	連続立体交差事業
	奈良市 慈の鐘東町、 大安寺七子目	奈良市 三条本町、 八条三丁目、 四子目	奈良市 大安寺三十目、 八条二子目	奈良市 大安寺三十目、大安寺西三十 目、八条二子目	約940m	高架式	限度額立体交差事業
					約3,050m	地表式	幹線街路と立体交差2箇所

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 主要施設

番号	路 線 名	名 称		位 置	備 考
		施設名	設置		
1	西日本旅客鉄道関西線	奈良駅 (仮称) 新駅	奈良市三条本町地内 奈良市八条三丁目、四丁目地内	約 22,700m ² 約 4,700m ²	「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由 : 別紙、理由書のとおり

都市高速鉄道 西日本旅客鉄道関西線の変更理由書

1. 路線の概要

都市高速鉄道 西日本旅客鉄道関西線（以下「JR関西本線」という。）は、JR奈良駅付近連続立体交差事業により、奈良中心市街地における都市交通の円滑化、都市機能の向上及び新市街地の形成を図るため、平成9年2月に奈良市法華寺町から奈良市杏町までの約5,450m区間が都市計画決定された。

JR奈良駅付近連続立体交差事業は平成10年3月に事業認可され、JR関西本線の高架化は平成20年6月に完成・供用されている。

2. 都市高速鉄道の変更内容

（1）変更の理由

京奈和自動車道（大和北道路）の（仮称）奈良インターチェンジ（以下「（仮称）奈良IC」という。）周辺地域においては、都市計画道路 八条紀寺線（以下「八条紀寺線」という。）が（仮称）奈良ICやJR関西本線を高架で超える構造で計画されていたが、将来交通量が大幅に減少するという社会情勢の変化を受け、都市計画道路としての必要性を検討したところ、その必要性が認められない結果となった。今回、八条紀寺線の廃止と併せてこの地域の交通や土地利用のあり方を検討した結果、JR関西本線を高架化し都市計画道路 西九条佐保線を平面化することが地域分断の解消、地域交通の円滑化及び都市機能の向上に寄与するため都市計画を変更するものである。

また、交通結節点機能による公共交通の利便性向上や、周辺地域の活性化を図るために、まちづくりの核となる新駅を（仮称）奈良IC付近に設置する。

（2）変更の内容

奈良市恋の窪東町、大安寺7丁目から奈良市八条3丁目、4丁目までの約940m区間にについて、以下の変更を行う。

- 1) 構造形式を地表式から嵩上式に変更する。
- 2) 奈良市八条3丁目、4丁目地内に新駅を設置する。